

# 旅 費 等 支 給 規 程

## ( 総 則 )

第 1 条 この規程は、社団法人日本医療社会事業協会定款施行規則(以下、施行規則という。)第 2 0 条および第 9 2 条の規定に基づき、役員の仕事遂行に必要な交通費及び宿泊費等(以下「旅費等」という)および、本会の仕事を実行するために必要な旅費等の支給基準を定めるものです。

- 2 旅費等は、原則として当該年度予算の範囲内において支給し、予算を越えるときは予備費から支給します。

## ( 交通費の支給 )

第 2 条 交通費は、自宅または勤務場所所在地から用務先までの合理的な経路に基づき算出した額を限度として支給することとし、その支給基準は次条のとおりとします。

## ( 交通費の支給基準 )

第 3 条 航空機、JR、地下鉄および路線バス等公共交通機関を利用する場合は、合理的な経路ならびに経済的な運賃に基づき算出した料金を限度として支給します。

- 2 自家用車を利用した場合は、合理的な経路による往復の距離に基づき次の算式により計算した額を限度として支給します。ただし、同乗した役員等には支給しません。

$$\text{往復距離 (km)} \times 15 \text{ 円}$$

- 3 タクシー等の営業自動車を利用する場合は、以下の要件に該当する場合にその料金を支給します。

- ( 1 ) 用務を果たすための運搬物がある場合
- ( 2 ) 公共交通機関を利用するよりもタクシーを利用する方が合理的であると判断される場合
- ( 3 ) タクシー等を利用して移動することにより時間を短縮することが可能であり、用務処理のためタクシー等を利用する緊急性がある場合
- ( 4 ) 他の交通機関がない場合

- 4 請願・アピール活動等のため会員および会員外の者に協力を依頼した場合は、一律 1,000 円を支給します。

## ( 宿泊費 )

第 4 条 宿泊費は以下の金額を限度にその実費を支給します。

甲地(東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市)

一泊 8,700 円

乙地(上記以外)

一泊 7,800 円

## ( 食事代等 )

第 5 条 会議等の仕事に拘束されている時間帯の食事代は、その会議等の会議費として支給することができます。その場合は 1 食 1,000 円(消費税別)を限度に支給します。

## ( 規定外費用 )

第 6 条 この規程に定めるもの以外で支給するのが相当と判断される費用が発生した場合は、常任理事会の承認を経たうえで支給することができるものとします。

## ( 変 更 )

第 7 条 この規程の変更は、理事会の議決を必要とします。

## 附 則

- 1 . この規程は、2003年2月16日制定し、同日から施行します。
- 2 . この規程は、2006年2月12日一部改正し、2006年4月1日から施行します。